

## 船舶インシデント調査報告書

令和元年5月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成30年10月7日 05時05分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港 東播磨港別府西防波堤灯台から真方位342° 380m付近 （概位 北緯34° 42.1′ 東経134° 49.8′）
インシデントの概要	瀬渡船美晴丸は、北北西進中、海面に展張されていたオイルフェンスのロープがプロペラシャフトに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年10月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	瀬渡船 美晴丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	280-41391兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m 日出時刻：05時59分ごろ
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客13人を乗せ、東播磨港の別府西防波堤（以下「本件防波堤」という。）の南端付近で釣り客7人を瀬渡しした後、残りの釣り客を本件防波堤の基部付近に瀬渡しする目的で北北西進中、船首方向を照らすサーチライトを点灯していたものの、船長が海面に展張されていたオイルフェンスに気付かず接近し、オイルフェンスのロープがプロペラシャフトに絡んで主機が停止した。</p> <p>本船は、船長が、主機クラッチが焼き付いて自力での航行が不能と判断し、釣り客13人を同業者の船舶に移乗させて帰港させるとともに、海上保安庁に本インシデントの発生を通報し、海上保安庁の巡視艇によりえい航されて帰港した。</p> <p>船長は、タンカーがシーバースに係留されているとき、海面にオイルフェンスが展張されているのを見たことがあったが、本インシデント当時、タンカーが係留されておらず、オイルフェンスが海面に展張されているとは思わなかった。</p>
分析	本船は、北北西進中、海面に展張されていたオイルフェンスに気付かず航行を続けたことから、オイルフェンスのロープがプロペラシャフトに絡まり、クラッチが焼き付いて主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

<b>原因</b>	本インシデントは、夜間、本船が、北北西進中、海面に展張されていたオイルフェンスに気付かずに航行を続けたため、オイルフェンスのロープがプロペラシャフトに絡まり、クラッチが焼き付いて主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
-----------	--